

令和 8 年 6 月 26 日  
消 防 庁

## 甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件の一部を 改正する件（案）に対する意見公募の結果及び改正告示の公布

甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件の一部を改正する件（案）について、令和 8 年 4 月 29 日（水）から令和 8 年 6 月 2 日（火）までの間、意見を公募したところ、5 件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示の一部を改正する件」を公布しましたのでお知らせします。

### 1 主な改正内容

本改正では、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正を踏まえ、甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示（平成 6 年消防庁告示第 11 号）について、消防設備士の受験資格のうち、専修学校に関する規定の整備を行うこととしています。

なお、概要については、別紙 2 を御覧ください。

### 2 意見公募の結果

甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件の一部を改正する件（案）の内容について、令和 8 年 4 月 29 日（水）から令和 8 年 6 月 2 日（火）までの間、意見を公募したところ、5 件の意見の提出がありました。

提出された意見及び意見に対する考え方は、別紙 1 のとおりです。

### 3 改正告示等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、以下の改正告示等を令和 8 年 6 月 26 日に公布しました。

・甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示の一部を改正する件【別紙 3】

なお、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）についても合わせて所要の規定の整備を行っています。【別紙 4】



（事務連絡先）

消防庁予防課 服部補佐、菅

TEL 03-5253-7523（直通）

E-mail:yobo\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示  
しております。送信の際には「@」に変更してください。

【甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件の一部を改正する件（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

本資料では、次のとおり略称を用います。

- ・ 告示・・・甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示（平成6年消防庁告示第11号）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	<p>○ 別紙3の改正後第一第一号について、「短期大学」が削除されているが、これは学校教育法第104条において「大学」に包含されているため。と理解した。</p> <p>現行は問題ないと考えられるが、受験資格の対象者は、年齢層が幅広く「短期大学」を過去に卒業した者も一定数存在すると考えられる。</p> <p>今回は告示の一部改正ということなので例えば改正前の文言を考慮し「大学(短期大学含む)」と表現しても矛盾等が生じないとする。</p> <p>少なくとも問い合わせは少なくなると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ ご指摘のとおり、「短期大学」は「大学」に包含されており、今回の改正に併せて表現の適正化の観点から改正を行うものです。</p> <p>「大学」は「短期大学」を含むものであることから、御提案の修正案ではなく、原案どおりとさせていただきます。</p>	無

No.2	<p>○第二の二について これまで 10 年以上誤った条番号となっていたものを修正する内容になっているため賛同します。</p> <p>第二の六について 規制緩和が進んだ現在では、特定小電力トランシーバーなどの従事者免許不要の無線機、IP 電話で相手とポンプの運転テスト等を行うことが実態となっているため、消防設備士の受験資格から削除するのが妥当です。</p> <p>第二の九について ガス主任技術者免状を規定しているのはガス事業法第 32 条ではなく第 26 条です。この機に修正してください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○第二の二について 賛成意見として承ります。</p> <p>○第二の六について 御意見のような実態と受験資格のあり方は必ずしも関係するものではないと考えております。</p> <p>○第二の九について 現行の告示では、該当箇所はガス事業法第 26 条となっています。なお、総務省消防庁ウェブサイトに掲載している告示の公表内容に誤りがあったため、ウェブサイトの当該箇所を訂正いたします。</p>	無
No.3	<p>○ 普通の主婦ですが、2 種電気工事士も 2 陸特も持っていますが、特に 2 陸特は簡単でどちらも難しくないのですそのまま良いです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
No.4	<p>○ 改正案によって短期大学が除外された。 何故？短大出身の私はもう受験するなということなのか？改正学校教育法も短大を冷遇しろなんて言ってないはず。何故説明もなしに短大を除いているのか。私はもう受験資格を失うから受けるなといたいのか？先人は短大でも受かっていたけど、時の判断で受ける資格があるのかないのかを分けられるのか？なんでそんなことするのですか、私受からなければ会社にも見放されるんですが。どうするつもりか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○「短期大学」は「大学」に包含されており、今回の改正に併せて表現の適正化の観点から改正を行うものです。</p> <p>甲種消防設備士の受験資格に係る短期大学の取り扱いは変更ありません。</p>	無

No.5	<p>○ 改正前に「大学、短期大学又は高等専門学校」であった記述を、改正後に「大学、高等専門学校又は専修学校」としているが、今回の改正内容は、「今般の学校教育法の改正において、専修学校に専攻科をおくことができる」とされたことに伴い、専修学校におかれる専攻科についても対象となるよう改正を行う。」(改正概要の書類の「2. 改正内容」より)であったはずである。そして、短期大学について削るといった内容も無いように見える。</p> <p>にも関わらず、改正前にあった「短期大学」の記述が無くなるのは不適切な改正であるのではないかと思われるのであるが、どうなのであろうか？</p> <p>改正概要の内容からすると、改正後は「大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校」となるのではないかと思われるのであるが、どうか。</p> <p>単なるケアレスミスかもしれないと疑ったりもするのであるが、改正概要の内容からすると、今回の改正後の記述において短期大学が省かれているのは疑問である。確認を行われたい。また、もし短期大学を省く事を行う改正を行うのであれば、改正概要や他改正の内容・目的等の書かれた書類記述において、短期大学を省く事についての記述を行うようにされたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 「短期大学」は「大学」に包含されており、今回の改正に併せて表現の適正化の観点から改正を行うものです。甲種消防設備士の受験資格に係る短期大学の取り扱いは変更ありません。告示の改正概要にもこの改正内容を追記いたします。</p>	無
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

○意見提出者数: 5件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約する等の整理をしております。

**甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示の一部を改正する件について**

消防庁予防課

**1. 改正概要**

今般、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていることを踏まえ、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた専修学校における教育の充実を図るため、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正が行われた（学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号））。

この改正に伴い、甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示（平成 6 年消防庁告示第 11 号）について、所要の改正を行う。

**2. 改正内容**

甲種消防設備士試験の受験資格については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）とその委任を受けた消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）で複数の類型を規定している。受験資格の一類型として、一定の学校において機械等に関する授業科目を 15 単位（一定の授業時間を一単位と換算）以上修得した者が同規則において定められているが、一定の学校の類型について、具体的に本告示で定めている。

本告示では、学校の類型として、大学や高等専門学校等におかれる専攻科等が定められているところ、今般の学校教育法の改正において、専修学校に専攻科をおくことができるとされたことに伴い、専修学校におかれる専攻科についても対象となるよう改正を行う。

また、短期大学は大学に包含されており、規定の適正化の観点から、併せて改正を行う。

**3. 施行期日**

公布の日

**4. 経過措置**

なし

○消防庁告示第八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の八第一項の規定に基づき、甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示（平成六年消防庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十六日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 消防法施行規則第三十三条の八第一項第三号の消防庁長官が定める学校は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）により大学、高等専門学校又は専修学校に置かれる専攻科</p> <p>〔二〇六 略〕</p> <p>第二 消防法施行規則第三十三条の八第一項第八号の消防庁長官が定める者は、次のとおりとする。</p> <p>〔二〇七 略〕</p> <p>二 学校教育法第百四条の規定により、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された修士若しくは博士の学位を授与された者（外国においてこれらに相当する学位を授与された者を含む。）</p> <p>〔二〇七 略〕</p> <p>八 職業能力開発促進法第四十四条の規定による配管の職種に係る一級又は二級の技能検定に合格した者</p> <p>〔九〇十三 略〕</p>	<p>第一 消防法施行規則第三十三条の八第三号の消防庁長官が定める学校は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）により大学、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科</p> <p>〔二〇六 同上〕</p> <p>第二 消防法施行規則第三十三条の八第八号の消防庁長官が定める者は、次のとおりとする。</p> <p>〔二〇七 同上〕</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二の規定により、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された修士若しくは博士の学位を授与された者（外国においてこれらに相当する学位を授与された者を含む。）</p> <p>〔二〇七 同上〕</p> <p>八 職業能力開発促進法第六十二条の規定による配管の職種に係る一級又は二級の技能検定に合格した者</p> <p>〔九〇十三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省令第八十一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の八第四項第三号の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十六日

総務大臣 林 芳正

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(受験資格) 第三十三条の八 法第十七条の八第四項第三号の総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、大学院又は専修学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を履修して、大学（同法による専門職大学及び短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、専門職大学にあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、短期大学（同法による専門職短期大学を除く。）にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、専門職短期大学にあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院にあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、専門職大学院にあつては専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）又は専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）による単位を通算して十五単位以上修得した者</p> <p>三 学校教育法による各種学校その他消防庁長官が定める学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を、講義については十五時間、演習については三十時間、実験、実習及び実技については四十五時間の授業をもつてそれぞれ一単位として十五単位以上修得した者</p> <p>〔四〇八 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(受験資格) 第三十三条の八 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、大学院又は専修学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を履修して、大学（同法による専門職大学及び短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、専門職大学にあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、短期大学（同法による専門職短期大学を除く。）にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、専門職短期大学にあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院にあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）若しくは専門職大学院にあつては専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）による単位又は専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）により換算した単位を通算して十五単位以上修得した者</p> <p>三 学校教育法による各種学校その他消防庁長官が定める学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を、講義については十五時間、演習については三十時間並びに実験、実習及び実技については四十五時間の授業をもつてそれぞれ一単位として十五単位以上修得した者</p> <p>〔四〇八 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

### (経過措置)

1 この省令は、公布の日から施行する。

### (施行期日)

2 この省令による改正後の消防法施行規則第三十三条の八第一項第二号（専修学校に係る部分に限る。）の規定は、令和八年四月一日以後に専修学校に入学した者について適用し、同日前に専修学校に入学した者に係る甲種消防設備士試験の受験資格については、なお従前の例による。